

# 令和2年度 教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）

## 仙 台 市

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定) 3歳未満児				教育利用(1号認定) 満3歳以上児 保育利用(2号認定) 3歳以上児				副食費徴収免除判定の基準		
		利用者負担額(主食費・副食費含む)				利用者負担額	主食費	副食費				
		保育標準時間		保育短時間				2号認定 第1子 第2子	1号認定 第1子 第2子			
		第1子	第2子	第1子	第2子							
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	無償	実費負担	免除	免除	生活保護世帯		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0					市町村民税非課税世帯		
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290					免除	免除	市町村民税均等割課税世帯
C2	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650					77,101円未満		
C3	54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970							
C4	57,700円未満 69,000円未満	15,300	5,810	15,300	5,810							
C5	77,101円未満 83,000円未満	20,700	8,690	20,400	8,600							
C6	97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400							
C7	114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500							
C8	134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200							
C9	169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900							
C10	221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550							
C11	301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250							
C12	397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100							
C13	457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700							
C14	519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050							
C15	611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250							
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450	77,101円以上						

多子世帯、所得割額 77,101 円未満の世帯を対象とする利用者負担額の軽減及び幼児教育・保育の無償化については、裏面をご覧ください。

### 1. 年齢

教育利用(1号認定)の年齢は、満年齢です。保育利用(2・3号認定)の年齢は、令和2年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。

### 2. 適用範囲

- ・この利用者負担額等(月額)は、令和2年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合(一時預かりを除く)に適用されます。認可外保育施設等を利用する際は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくこととなります。
- ・この利用者負担額等のほか、各施設等によって教材費や行事費などの負担が必要な場合があります。

### 3. 利用者負担額の階層認定及び副食費徴収免除判定の基準

- ・利用者負担額の階層認定と副食費徴収免除の判定は、4月～8月は平成31年度(令和元年度)分の市町村民税(平成30年1月～12月収入分)、9月～翌年3月は令和2年度分の市町村民税(平成31年1月～令和元年12月収入分)により行います。児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
- ・市町村民税所得割額(以下、「所得割額」という。)を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)は適用されません。
- ・当該年の1月1日時点で政令市に居住していた方の所得割額は、6%の税率を適用して計算します。
- ・婚姻歴のない未婚のひとり親世帯の所得割額を計算する際、地方税法上の寡婦(寡夫)控除をみなし適用して計算します。なお、適用を受けるためには申請が必要です。
- ・市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。また、副食費徴収免除の対象とはなりません。

◆多子世帯及びひとり親世帯・障害者世帯の利用者負担額軽減について◆

同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育施設に入所(一時預かりを除く)または児童発達支援、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合は、2番目の児童について、表面の「第2子」欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。なお、教育利用(1号認定)で、小学校1～3年生の兄弟がいる場合は、その兄弟を含め、年齢の高い順に人数を数えます。

市町村民税所得割額(以下、「所得割額」という。)77,101 円未満【C1～C4階層及びC5階層の一部】の世帯を対象に、次のとおり利用者負担額を軽減しております。

(1) 保育利用(2・3号認定) 3歳未満児の場合

**所得割額 57,700 円未満【C1～C3階層及びC4階層の一部】**の世帯について、お子さまが2人以上いる場合は、保護者と生計が同一の子等(注)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数えます。第1子、第2子については表面の利用者負担額が適用され、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

(2) 保育利用(2・3号認定) 3歳未満児でひとり親世帯・障害者世帯(※)の場合

ひとり親世帯又は障害者世帯で**所得割額 77,101 円未満の世帯【C1～C4階層及びC5階層の一部】**については、お子さまが2人以上いる場合は、保護者と生計が同一の子等(注)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数えます。第1子児童については右の表の利用者負担額が適用され、第2子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

※ 障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者のいる世帯等

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定) 3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	
C1	市町村民税均等割課税世帯	1,990	1,990	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	2,350	2,350
C3		54,000円未満	3,510	3,510
C4		69,000円未満	4,590	4,590
C5		77,101円未満	6,210	6,210
		83,000円未満	表面利用者負担額のとおり	

注)生計が同一の子等

- ・保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- ・保護者と生計が同一の子や孫等(保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。)であれば年齢に関わらず対象となります。
- ※ ここでの生計が同一とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。
- ※ 生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしてしている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等の提出が必要になる場合があります。詳しくは、各区役所・宮城総合支所の保育担当までご相談ください。

◆幼児教育・保育の無償化について◆

(1) 利用者負担額(保育料)について

- ・保育利用(2号認定)については3歳児クラスから、教育利用(1号認定)については満3歳児から5歳(小学校就学前)までの子どもを対象として、利用者負担額が全額無償となります(0～2歳児クラスの子どものは住民税非課税世帯が無償化)。無償化のために必要となる手続きはありません。
- ・利用者負担額とは別に、各施設において保護者の同意を得た上で徴収している費用(教材費・行事費等)や延長保育料などは、無償化の対象外です。

(2) 副食費(おかず・おやつ等)の徴収免除について

- ・利用施設において設定する副食費は、保護者負担となりますが、以下に該当する世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます(主食費は保護者負担)。

【保育利用(2号認定)】 所得割額 57,700 円未満の世帯 (ひとり親・障害者世帯は 77,101 円未満の世帯)

【教育利用(1号認定)】 所得割額 77,101 円未満の世帯

※第1子、第2子、第3子以降の数え方については、「◆多子世帯及びひとり親世帯・障害者世帯の利用者負担額軽減について◆」を参照してください。

- ・副食費徴収免除の対象者には、基準とする市町村民税額及び年度の切替に合わせて4月～8月分と9月～翌年3月分の免除についてそれぞれ通知します。この切替時期以外で税額更正等により免除対象外となった場合には、副食費徴収免除取消通知を送付します。
- ・0歳から2歳児の食材料費については、利用者負担額の一部として保護者が負担することとなります。